

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年5月12日（木）15:30～16:56
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

<関係省庁>

朝川 知明 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

谷 史郎 総務省公務員部公務員課長

石川 英寛 総務省公務員部公務員課課長補佐

佐藤 茂宗 総務省公務員部公務員課給与能率推進室課長補佐

平池 栄一 内閣官房内閣人事局参事官

鈴木 清 内閣官房内閣人事局参事官

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進事務局次長

杉田 香子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 特区における公務員等の「働き方改革」の先行実施
- 3 閉会

○事務局 それでは、ただ今より、国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを開催いたします。

本日は、成長戦略の短冊の協議といたしまして、「特区における公務員等の働き方改革の先行実施」ということで、厚生労働省、総務省、内閣人事局にお越しいただいております。お手元にそれぞれの省庁からいただいた修正の案が出ております。案をいただいた時点より多少の文言の違いはあるのですが、概ね2ポツ目、3ポツ目というところが削除の意見が出ておりまして、このあたりのところを中心に御議論いただきたいと思っております。

本日は、八田座長がやむを得ず御欠席となっておりますので、代理で原委員に座長をお

願っております。それでは、原先生、よろしくお願いいたします。

○原委員 どうもお忙しいところ、ありがとうございます。

働き方の方からですね。

○事務局 はい。

○原委員 分かりました。文案は御覧いただいているとおりでありますが、まず、三つ点を打って書いてありますけれども、一つ目のところはこれまでやってきた話でございまして、国家戦略特区の中で、働き方、雇用についての改革ということでいくつかやってきておりますが、「雇用ガイドライン」の整備、「雇用労働相談センター」の設置などを行ってきましたということ。それから、成長分野への人材移動を円滑にするという観点での役所からスタートアップ企業への人材移動、これは御意見をいただいておりますけれども、確かに役所だけではなくて大企業も含めてということで考えておりますが、そういった人材移動についての措置もやってきましたということであります。

その上で、二つ目以降の点でありますけれども、まず、こういった働き方改革、雇用改革というものを進めていく上で、役所で先行してやれることはやった方がいいのではないかとということだと思っております。これは決して特区の仕組みの中でも、昨日今日、急に言っている話ではなくて、これまでもこの議論はしてきておりまして、先ほどのスタートアップ企業への人材移動という話も制度を考える上では、役所、大企業、色々な大きな組織からの人材の移動ということを円滑に進めていく必要があるのでしょうかという議論を元々やっていたわけですが、まず、その制度として役所から人材が移動するような仕組みを作って、それを呼び水と言うか、言葉は少し適切ではないかもしれませんが、企業にもそれが広がって行くような仕組みになるといいのではないかとということでこの制度を導入したわけがあります。

今お話をしたような、これまで既に制度化されている仕組み以外でも、働き方の分野、雇用制度についての分野で色々な自治体から御提案をいただいたり、あるいはまだ提案されていない段階での御相談を色々と承ったりしているものがございまして、そういったお話をする中で、私たち必ず申し上げているのが、まず、役所で先にやってみたらどうですかということをお話ししておるのですが、まずお聞きをしたいのは、こういった働き方改革を役所から先行して進めるということについては御賛同と言いますか、そういったお考えなのでしょうか。

○鈴木委員 まず、公開かどうかを聞いた方がいいですかね。

○事務局 失礼いたしました。議事は原則公開としておりますが、原座長代理、いかがでしょうか。

○原委員 原則公開でお願いできればとは思っております、公開という扱いでよろしいでしょうか。

○事務局 それでは、原則公開でよろしくお願いいたします。

○原委員 よろしいですか。

内閣人事局、どうぞ。

○平池参事官 先ほどの公務員からやるべきだと、原委員に申し上げるのは釈迦に説法になるかもしれませんが、公務員の勤務条件というのは、一応民間準拠というものがあまして、それで人事院が勧告なりして、それを踏まえて民間に合わせてやるというところが大原則でございます。それが大原則である一方、できることは、よく前加藤内閣人事局長からも「隗より始めよ」ということで、例えば、「ゆう活」とかそういうような話はやっておるところですし、我々もやれるところはやっていくというスタンスは依然として持っております。

○原委員 まさに去年の「ゆう活」の話などというのは、本当にそういう例でうまく機能した事例だと思いますし、あと、河野大臣のところでも今、働き方改革、公務員についてやれることを先行して進めましょうというのはやっていらっしゃるんですよね。なので、そういう方針は。

○平池参事官 前提としてそういう理解があるのは事実です。

ただ、これですと3ページ目になるのですが、3ポツ目でも削除という御意見を出ささせていただいておるのですが、まさに時間に捉われない働き方とか、今年度からフレックス制度で導入して、これはまさに全省庁的に推進していこうという話、テレワークにつきましても、各省で推進計画を作ってどんどん拡大していこうということを全省的にやっております、あまり特区のように限定的にやるような話ではないのではないかとということで、このような御意見を出させていただいているところでございます。

○原委員 分かりました。確かに、特区内の公務員を対象にテレワークの拡大と言ってしまうとそこに限定されるようなので、そこは書き方を工夫する余地があるかと思います。特区の制度も活用しながらという趣旨で書いたつもりでありましたが、確かに誤解を招く表現だったかもしれないです。

○平池参事官 1点、特区制度というのは、まさに自治体が手を挙げて、そこにおいてやるということだろうというのが制度の趣旨だと思うのですけれども、例えば、自治体の指揮監督下でない、まさに〇〇県なら〇〇県の国の行政機関、ここのところまでそれが適用されるということが今一つピンと来ないのであるのですけれども、そこはどのようなお考え方なのでしょうか。

○原委員 それを否定するつもりは全然ないのではないかと考えているのです。

○平池参事官 否定する必要はないと申しますと。

○原委員 国家公務員に関しても。これは特区の中で別に自治体だけが活用できる制度ではなくて、民間の事業者が活用している制度もありますし、そういった特区内の事業者の一つとして国の事業主体が入ってくるということについても何ら否定する必要はないのではないかと思います。

○平池参事官 まさにここにありますような時間に捉われないような働き方と言った場合、勤務条件とか勤務時間とか、そういうところに関わってくる話なのですけれども、こうい

うところというのは中立・第三者機関である人事院、こういうところがまさに勧告なり人事規則を定めたりしているところですので、そういうところの検討というか、見解が必要だと思うのですけれども、その点に関してはどうなのでしょう。

○原委員 その制度的な検討が必要なことはよく分かりますので承知しております。その人事院での一定の手続を経た上でやるということもあるでしょうし、あるいは「ゆう活」などは多分そういうのは特段やられていないですね。

○平池参事官 運用でできるものはそうなのかもしれないですけれども、運用でできるものというのが果たして特区の仕組みということで。

○原委員 分かりました。その今回書いてある趣旨を前のところ、二つ目のポツのところまで戻って少し御説明した方が分かりやすいかもしれません。

まず、二つ目のところで、同一労働同一賃金の話に触れておりますが、これは総務省からもこの御質問、御指摘をいただいているのかな。これは修正の御意見の中で書かれているように、特区制度によらずに地方公共団体において対応できるということはそうなのです。それは分かっているのですけれども、それを先行して進めたところについて、特区の規制緩和の措置、あるいは規制の特例措置を活用できるようにするという活用の仕方があり得るのではないかということを書いているのです。自治体で独自に例示で挙げている公立保育所の同一労働同一賃金という話に関しては、今週、特区の区域会議というものがございまして、そこで大阪府から御提案があったのですけれども、その御提案の中でもお話があったのが、もう大阪市では、先行して公立保育所の同一労働同一賃金を先行してやっていますというお話がありました。そういったことを進めた上で、さらに一定の規制についての特例措置を求めたいのだという御提案があったのです。

そこで、石破大臣もいらっしゃるところで私も参加しております、その中で議論していたことでもありますけれども、そういった先行してやれることを進めているというところについては、より規制の特例措置を使いやすくするということは大いにあってよろしいのではないのでしょうかという議論をしたのです。これは同一労働同一賃金というまさに政府全体でも進めてらっしゃることなので、もちろん共有されていると思うのですけれども、やはり、非正規の労働者の方の処遇を改善することによって、より生産性を高めていく、意欲を持って働けるような環境を作っていくということは、自治体にとっても、あるいは地域にとっても大変結構なことだと思いますから、そういったことを進められるところについては、より特例措置を使いやすくするということは大いに検討してよろしいのではないかと思いますので、それはいかがでしょうか。

○谷課長 御説明させていただいてよろしいですか。今まさに原委員がおっしゃったとおりでございます。公務員課長でございます。

私どもの方で地方公務員制度の担当をしております。今お話がありましたように、同一労働同一賃金と言うか、私どもの世界で言いますと、職務給の原則という言い方をしておりますけれども、同じような仕事とか職務の内容とかを見て給与を決めるべきであるとい

うことは私ども通知も出しておりまして、そういうところでも書いております。

まず、原則としては、今おっしゃったように自治体がこれは決める話でありますので、自治体が責任を持って法令等に基づいて処遇条件を決めてまいります。その際の通知というのは平成26年に出してございまして、その中でもそういったことを記述しております。このことは全国的に会議などを私どもが自治体の人事課長を集めてしてございまして、そういうところでも徹底をしておりますし、色々調査をしてどうなっているかとかというのもやっております。そういうことで全国的にそういったことを進めていくことについては、私どもとしてもそれは認識をして進めているという状況でございます。

今お尋ねがありました点は、ここは例えば、そういうことをどういう形でかは分かりませんが、そういうことで進めたところに対しては、どういう特例措置を講ずるかというお話かと私は認識しましたので、そのところは私どもの公務員制度のところではありませんので、我々としてコメントができないところでもありますけれども、前段のところはそういう形で進めているということは御説明させていただきたいと思っております。

○原委員 分かりました。實際上これは中々進んでいないですね。通知を出されて以降、どれぐらい進んでらっしゃるのでしょうか。

○谷課長 通知が平成26年ということで出しまして、例えば、中身としては時間外勤務手当、時間外にしたときには出すべきだと。あるいは通勤手当に相当するような費用弁償を出すべきではないか。そういったところは、段々今、出したりしているところも出てきております。そういったことで少しずつ改善を進めていただいているということもございませぬ。

○原委員 これは今週、まさに保育士についてのお話が大阪府からあったものですから、他のところをいくつか調べてみたのですけれども、これも明らかにものすごい差があって、保育士などは常勤でも非常勤でも基本的には同じ仕事をされる方が多いわけですね。そこでこれだけの差が生じている状態で、政府で同一労働同一賃金を旗を振って進めていますと言っているわけですから、もう少し自治体で先行して進められてもよろしいのではないかとということだと思っております。

そのために、もし、政府でもこれをしっかり進めていくということであれば、色々なツールを使えるものは活用されたらよろしいのではないのでしょうか。特区制度、今申し上げたような形で活用するという自体は、これは別に総務省の制度に触れるわけでも何でもないですから、こちらで基本的にはそういう条件を付けて特区制度を活用できるようにしますよとか、そういったことはやればできてしまうことでもありますけれども、そこも是非一緒に御検討いただいて、もっとこういう条件の付け方があるのではないかとか、むしろうまく使っていただいたらいいのではないかなど。

なので、これは削除するとか言わずに、建設的にもっとこういうこともあるとか、足してほしいぐらいなのです。

○谷課長 段々趣旨が少し理解はできてまいりましたが、我々も確かに我々の言葉で言え

ば、適切な勤務条件の確保という形になると思いますけれども、そういったことについては大事だと思っておりますし、そういう考え方もやっておるわけなのですが、あくまでこれは色々条件が違って来る可能性はあると思っております。例えば、同じ保育士の場合でも職責がどうなのかとか、色々な考慮要素はおそらくあって、私どもの方で一概に例えばどういう形でやるのがいいのかというの。

○鈴木委員 職責と今おっしゃいましたか。

○谷課長 はい。

○鈴木委員 職責が同じ場合でも圧倒的に格差があるのですけれども、そういうことはちゃんと把握されていらっしゃるでしょうか。職責は例えば、主任とかそういうものが付いたら手当が付くので、それはそれできちんとコンペントされているわけですが、全く同じ労働をしている臨時保育士と正規の公務員の保育士で全然格差が違いますが、そういう状況をちゃんと把握されて、それは逆に言うと問題視されていないのでしょうか。

○谷課長 今申し上げているとおり、一般的に今通知を出しまして、そういう形でこれは地方公務員法の方にも記載されている事項でございますけれども、そういう職務の内容とかに依じて処遇はすべきだということをしておりまして、それに基づいての指導、助言をしているということで、あとは、そのところから先は地方自治体で条件というのは定めるといことになっておりますので、そのところは地方自治体で考えていただくということで私は理解しています。

○鈴木委員 それを推進するための特区というツールなわけですね。

だから、平成26年に通知を出したけれども、それがうまく行っていない分野がある。それをさらに推し進めるためのツールとして自治体が手を挙げて、これは書いたらそれをすぐやりなさいということではないわけですね。これはあくまでこういう道具があるので地方で使ってくださいということなので、これもまた地方で選ぶ余地があるわけですが、そういうものがあって何かおかしいことがあるかということなのです。

○谷課長 ですから、ツールとして何が目的かというのははっきり分からないので、今おっしゃった話で行きますと、こちらの方で書いていただいているものを見ますと、一定の規制改革を進めるということですね。一定の規制改革を認めるということ。これはここでこういう形になっていますし、保育士の配置要件ということ想定しているのでしょうか。

○原委員 これは先ほど厚生労働省と一度お話をしたのですけれども、元々の趣旨は配置要件を含めた保育についての規制を考えて書いていたのですが、配置要件の緩和というところまで今明確に書くことは中々厳しいというお話があったので、そこはあえて明確にせずに、色々な可能性があり得るであろうということで一定の規制改革ということにしています。

○谷課長 私どもとしては、いずれにしても、格差是正、先ほど申し上げた仕事に応じた適切な処遇ということになると思いますけれども、そういったことは全国でやるべきだし、それはそれぞれの自治体に頑張ってもらいたいということで申し上げているところでもありま

すが、それとこの一定の規制というものがどういう形でリンクしているのか分からないのです。そこはどのようなお考えなのですか。

○原委員 これはまず、先ほど通知を出されたというのは、地方公務員法が根拠なのですか。

○谷課長 地方公務員法とか、あるいは地方自治法でもありますが、技術的助言ということでもあります。

○原委員 これは今のような同じ職責の業務について待遇の格差を設けている場合には、地方公務員法との関係ではどう評価されるのでしょうか。

○谷課長 地方公務員法の規定は具体的に申した方がよろしいですか。

○佐藤課長補佐 職務給でよろしいと思います。

○原委員 その原則に反しているということですか。

○谷課長 原則に反しているというか、それに則ってやってほしいということですので、それに則ってやっていただいているのだというように理解しています。

○原委員 今、原則に反しているところがどれくらいあるのかというのはどう把握されているのですか。

○谷課長 そこは反しているかどうかということ非常に難しいところだと思いますけれども、それぞれの地方が自分で決めるという権限があるわけですから、その権限を決定される際に考慮していただきたい事項というものを我々として申し上げているということです。

○原委員 自治体の権限があるとはおっしゃいますが、ただ、法律で国のルールとして職務給の原則というのは定めていて、その原則には反しているわけですね。

○谷課長 1点お聞きしたかったのは、そここのところの話もなのですが、一定の規制改革を認めるということと、今ここで書いてあります非正規職員の待遇改善の是正ということとどういうリンクになるのかを教えてくださいたいと思います。

○原委員 分かりました。

まず第一に、同一労働同一賃金、あるいは非正規の待遇改善と言うのはともかく進めるべきことなのだと思うのです。そこは共有されていると思います。実態として、そこに原則、本当は法律で決まっているから違反ではないかと思いますがけれども、そこに反している自治体が実際たくさんあるということも事実なのだろうと思います。

その中で、ツールとしての特例制度を使って、先に先行してしっかりと進めたところについては特に特例措置を認めますよと。逆にやっていないところについては特例措置を認めませんという使い方をするというのが1点目。

あとは、個別の分野の話になりますので、まだあまり保育についての配置要件の緩和とかそこまでの議論はできませんけれども、特にこの保育の分野などに関して言えば、非正規職員の待遇格差是正を進めることによって、より保育の分野での非正規の職員を有効に活用した形での保育事業というものが期待されるわけですから、そういったことを、まずやっていないところには規制改革は認めないということではないかと思うのです。

○谷課長 そのこのところが分からないもので、質問で恐縮でございますけれども、特区法のもとに規制の特例措置を設けられるというものが特区法の趣旨かと思えます。そのときに、規制の特例措置というものは、例えば、規制について問題があるとか、あるいは緩和をすることが社会経済発展に役立つとか、そういう観点から、規制について一定緩和をして、チャレンジをしてみたときにそれが妥当であれば全国的にやっていくとかを含めて広めていくという趣旨かなと私などは理解していたのですが、そのときに、今おっしゃった例えば、保育士の配置要件の緩和ではないのかもしれませんが、そういった規制があって、それ自体が一定の場合、緩和するべきなのか、そうでないのかというのが議論の中心的な課題であって、それと今おっしゃった待遇改善の是正ということがどういう形でリンクしていくのか、なぜ是正をしたところは緩和をしていいという話になってくるのか、あるいは緩和をするということ自体が特区法においてどういう意味があるのか、そこが分からなかったのです。

○原委員 これはたとえとしていいのか分かりませんが、色々な補助金などについても法令違反があったりとか、違反行為があったようなところにはしばらく出せないなどというのはよくありますね。同一労働同一賃金、先ほど職務給の原則が法律で定められていると言われましたが、こうした原則に反しているようなところに特例措置を認めないというのはおかしいですか。

○谷課長 その前の段階として、それ自体について、私ども、別に誤解を与えてしまっただけで恐縮なので改めて申し上げますと、先ほど申し上げているような法律上の職務給の原則自体を徹底してほしいということは全然異論があるわけではございません。これは私どもそういうようにしているので全国的に進めていきたいとは思っております。

ただ、その話と今おっしゃった規制を緩和するということには、その規制自体の例えば、合理性とか、そちらの方がまずあって、それに対してやはりこれはチャレンジしてみて、例えば、面積にしろ、私の感覚ではよく分からないのですけれども、そちらの議論がまずあって、それが必要なので特例を作るかどうかという議論があるのかなというようにも思ったものですから。

○鈴木委員 全く別個のことと思われているわけですね。

だから、同一労働同一賃金の規制緩和と別の規制とセットでおまけにするというのが法律の趣旨に反するのではないかというお話ですね。

○谷課長 趣旨に反するとまでは申し上げないですけども、どういう意味合いを持っているのかなと思うのです。

○鈴木委員 ということではないのです。

だから、規制緩和自体が同一労働同一賃金を促進するような、要するに、環境の改善とか労働環境の改善とか、そういうものに資するような緩和を一緒にやってはどうかということなんです。

だから、面積要件だけではなくて、人員の基準などというのはまさにそうで、非常勤を

やっている人がもう少し増えるということになると、要するに、正保育士ではない人たちが増えるということになると彼らの労働環境は改善するわけですね。そういう意味で、条件を近づけていくというようなことが考えられるのではないかと。そういうものを含めて労働環境の整備ということでセットで考えていいのではないかとという趣旨です。

だから、面積も人員もそうですけれども、例を挙げていますけれども、それは労働環境を近づけていくと言うか、労働環境の非正規・正規の格差が改善するというようなことの規制緩和も含むということです。それは色々な使い方があっていいと思うのです。

○原委員 おっしゃるように、色々な使い方があり得て、そこをリンクする規制にするというのは、その方が分かりやすいというのは確かにおっしゃるとおりだと思いますし、私などはもっと広げて、全然関係ない規制、これまで制度化されている都市計画とか、そういう措置だって別にいいと思うのです。

○佐藤課長補佐 特区内で規制緩和をすることが目的なわけですね。そうすることによって経済活動を活性化するとか、そういうことが目的なわけですので、正規・非正規の問題は、別に今、地方公務員法に違反しているとおっしゃいましたけれども、地方公務員法に違反しているわけではなくて、それは全国的に法律の趣旨に基づいて、総務省の助言方針に基づいてやっていただく話でありますので、それは全国的にやる話なのです。

だから、別に特区の中でやるのではなくて、それは特区の中で規制緩和をするような話ではなくて、それは全国的にやるような話であって、規制緩和をするというのは本来の目的ではないですね。これは別に手段ではなくて、国家戦略特区でやるべき改革なり、そういったものというのは全国的にやるべきもの、そして、やろうと進んでいるものをやるのですか。そういう趣旨ですか。

○原委員 全然分かりません。通知を出されているから守ってほしいのですね。

○佐藤課長補佐 通知を出しているので動いているわけですね。

○谷課長 もう一回申し上げますと、私ども、先ほど申し上げているように平成26年に通知を出しました。それで、会議とかで今まで周知を図ってきました。だいたいこの間色々議論もありました。おっしゃるように、例えば、色々申し上げると話が混乱しますが、これは釈迦に説法かもしれませんが、例えば、特別職という制度がございまして、それは地方公務員法が掛からない世界であります。そういうものを一般職化するとか、そういう改革は実は東京都とか大阪府とかでなされているとか、若干の改正がなされてきています。今、我々が考えていますのは、そういう中でこれからもう一段落進めていくためには、まずは、通知をどのような状況になっているのかというのを調査しなければいけないと思っています。これは当然そうですね。それを今はまだ時期までは明確にはなっていないのですが、この前も国会で御質問がありまして、高市大臣からは、その調査というのはなるべく早くやろう。平成26年ということは2年しか経っていないけれども、その状況を見て、少し今進んできているのだから調査をしようではないか。その上で、どうするかを考えていくべきなのだねという話をされています。

ですから、私どもは当然、全国の話というのはそういう中でさらに進めていく。あるいは、御議論としてはこれは私どもの方ではないのですけれども、同一労働同一賃金の政府としてのお話がございますね。こちらの方は、どちらかと言うと私どもがお聞きしているのは民間を中心にした取組ということでありますので、どちらかと言うと民間の方の取組が進んでいるというように理解しております。そういったものも今別途、厚生労働省の方でも御議論されているとお聞きしていますので、そういったことも私どもの方でも御参考にさせていただきながら、これから考えていくというところが私どもの考えがございます。

○原委員　なので、おっしゃっているところと全く反しないと思うのです。通知を出されて、それを守ってほしいわけですね。通知を守ってほしいのであれば、通知を守らなかったら、特区の規制の特例措置は使えませんよというのは全然困らないではないですか。困らないというか、むしろ歓迎していただけたらと思ったのです。

○谷課長　そのところは、まず一つは、おっしゃるとおりでありまして、それを進めることは我々も別途、全国的な観点から調査なども検討しながらやっていきたいなど。

○鈴木委員　おっしゃっている趣旨はよく分かります。我々、申し上げているのは、全国的にこれから調査もするし、同一労働同一賃金を進めていこうという御趣旨もよく分かるのですけれども、ここの分野は要するに、調査をする必要もないのではないかと思うぐらい同じ仕事をしているわけです。つまり、普通は職責とか職務が違うので、これは同一労働にみなされるのかどうかという難しい議論があって、多分調査をなさるときでもそこは非常に難しい御議論をされるのだと思うのです。

ところが、それはそれで一方でやっていただいてもいいのだけれども、分野によっては全く同じ労働をしていて全然賃金が違うという公務員がいるわけです。例えば、保育士がそうなのです。そういうものについては先行的にやってもいいのではないかというのは総務省の御趣旨もあるのだけれども、むしろ厚生労働省の方なのかもしれませんけれども、保育士が足りなくて困っているわけですね。待機児童の問題が非常に深刻になって、潜在的な保育士を活用しようなどと政府を挙げてやっているわけですが、やはり潜在的な保育士が出てくるのは非正規の方がむしろ多いわけですが、そこでものすごく待遇が悪いということになると、中々保育士も増やせないという大きな文脈があるわけです。

だから、特区というものはそもそも全国施策でやっているのだからいいのではないかと思うかもしれないのですけれども、現実を見ると、特に保育の分野はあまり進んでいないという現実があるので、一つの補佐的なツールとしてこういうものを活用して、調査の必要もないぐらい同じようなことをやっているという分野はもうどんどん進めてもいいのではないか。こちらがそういう考えでやっているということです。

この公務員の保育士の話はどちらが御担当なのですかということなのです。これは総務省でよろしいのですか。

○谷課長　私ばかり申し上げて恐縮だったのですが、今申し上げたように、公務員として

の処遇をどうするかというのは、私どものこれは保育所に限らず、消費生活相談員であれ何であれそういうことをございますが、もちろん保育の方は保育課長がいらっしゃるんですけども、保育の方でされているわけです。

○朝川課長 今お話を聞いていて、事前にやりとりしてはいますが、私どもは保育の制度の規制改革、面積基準であるとか人員基準であるとか、そこを見直すという合意をしているつもりは全くありませんので、それを前提に措置を書くというのは削除意見を出させていたいただいておりますが、それがツールとして使われること自体が問題であると思っていますので。

○原委員 でも、一定の規制改革にしましたよ。

○朝川課長 保育における一定の規制改革。

○原委員 保育におけると書いていないです。

○朝川課長 明示的にそれであれば保育以外のものであるということを明示していただかないと、それはもし、そうであるならば削除意見を出さざるを得なくて、今も面積基準、人員基準を例示されていたように、普通の人がこれを読めば保育制度における規制改革を認める措置だというように読まれますので、それは中々合意ができない。

○原委員 働き方改革の文脈の中で書いてあって、これが保育であるという読み方がされると推定される根拠は特にないと思うのです。

○鈴木委員 例示をしたつもりはなくて、例えば、そういうものはどうですかと言っているのだから、違うことを御提案いただければ全然それで構わないのです。

○朝川課長 保育制度として提案できるものはなくて、運営費については以前も申し上げましたけれども、一般財源化されていますので、私ども厚生労働省で何か政策ツールがあるものではありませんので、したがって、ここに何らかの公立保育所を例示して、何か特例措置をして問題の解消を促すというのは、このロジックは中々。

○原委員 分かりました。それであれば、これはこれからの検討する課題だと思っているのであえて明確にしていなくても、私の一つの案は、特区制度の中で今まで認められている全ての規制改革を認めないということです。公立の保育所についての同一労働同一賃金にちゃんと取り組まないところ。

○朝川課長 それは厚生労働省の所管外ですね。

○鈴木委員 それだったらいいということですね。言うべきことは何もないということですね。反対でもないということですね。

○朝川課長 コメントのしようがないという感じですね。なぜ公立保育所が例示されるのかという問題はあります。

○鈴木委員 お聞きしたかったのは、これは他の色々なもの、ひょっとしたら小学校とか中学校の教員の格差などというものもあるかもしれませんが、あれは職責が違うのでそこまでぴったりはしないと思いますけれども、本当にこの分野はぴったりなのです。これについて格差が非常に大きい。倍以上なわけですからけれども、それはそもそもどうお考えにな

っているのですか。公務員の保育士について、やっていることは同じでこれだけ格差があるということについては、どういう把握をされているのかということと、これからどう取り組まれるおつもりなのですか。それが何かあれば、それを全国の施策でやっているのだから、別にここまで特区でやる必要はありませんねという話にはなるかもしれないのですが、現状がそういうことはない以上は、これは一つのやり方として考え得るのではないか。特に自治体にとってそう思うのですけれども、それはいかがですか。むしろ厚生労働省にお聞きした方がいいのかもしれませんがね。厚生労働省としては、これは自治体が行っていることだからあまり言うべきことはないというようなお立場なのですか。

○朝川課長 非正規と正規の労働条件についてですか。

○鈴木委員 はい。

○朝川課長 そうですね。それは公務員の給与の話になってきますので、直接、厚生労働省がとやかく言う立場にはないというように理解しています。

○鈴木委員 そうすると、総務省としてはいかがですか。

○谷課長 そのところは、もう繰り返しになってしまいますが、今まで申し上げたとおりでありまして、全体的に通知で示しているような職務給の原則というものを徹底しているということに尽きるのです。

ただ、一つだけお聞きしたい点がありますのは、私、勘違いをしまして、一定の規制改革というものが基本的には最初保育の話が書いてありましたので、そういう人員基準みたいなことの緩和なのかなと思っておったのですけれども、それもどういう論理関係で待遇改善がなされた場合にそういう規制緩和が認められるのかというのはよく分からなかったのですが、またさらに今お話を聞いていますと、必ずしも一定の規制改革としたときに、その中身、改革の対象は必ずしも保育ではないということも今お話があったかと思えますけれども、だとするならば、なぜそういう形での規制改革というものが出てくるのかなというのが分からないところがあって、もちろん政策目的としては御議論でいただいていることからいたしますと、おそらく同一労働同一賃金と言うか、そういう正規と非正規の格差ということについての改善が必要であるという御認識のもとに、そのためにということなのかもしれませんが、一方で、元々それがそもそも特区法の改革の対象として馴染んでくるのかなというのがよく分からなくて、特区法自体は私どもの認識は先ほど繰り返して恐縮ですけれども、そういう規制の特例措置があって、その規制自体が日本的にやり過ぎているところがあって、それがあまり合理性がないし、あるいは安全ということがよく言われますけれども、安全ということだって、もしかしたらやり方によっては大丈夫ではないとか、色々工夫をして、工夫をすればあまり規制がなくても特に問題なくできるということがあるのであれば、それはそういう社会経済にとっても民間事業者にとってもプラスだろうということでそういう特例措置を作ることだということのように理解をしていたものですから、そうすると、何か目的としてどうなのかなという気がしたところですから、そのところは引っ掛かりとしてございますけれども、いかがでございますか。

○原委員 特区制度かどうかはあまり御心配いただかなくてもよろしくて、国家戦略特区の中でも働き方改革とか雇用改革というのは重点的な課題の一つとしてこれまでも取り組んできていて、その中で自治体で先行して取り組む、あるいは本来地方公務員法の職務給の原則に従ってやるべきことをやられていないというところについては使えませんという仕組みにするというのは、私たちからすると何ら違和感がないのです。

なので、あまりそこは御心配いただかなくてもよろしくて、むしろそういった通知を既に出されている中で、それを守られていないところが、それを実際に実行されていない自治体がたくさんいらっしゃるというわけですから、それは進めたいわけですね。ちゃんと守ってほしいわけです。それを守るための措置を私たちの方で講じますということですから、通知を出したけれども、本当は守ってほしくないのですと言われるのだったら考え直します。

○谷課長 そこは何度も申し上げているとおりでございます。むしろそのところで、例えば、よくある規制としては、おっしゃるようなこういうようなある意味ネガティブな要件があって、それに該当しなければ特例は認めないよということで、今、原委員がおっしゃっているようにも理解いたしました。そういうものはある意味非常に明確であって、一定のものがあってということになってくるのではないかなと思うのです。この場合、まさに公立保育所ということの正規・非正規の格差是正ということに限っての御提案になっていると思うのです。色々なところで先ほどおっしゃったように問題もあるし、例えば、こういう公務の問題以外にも色々な課題というのは世の中にあるのだと思いますが、それとこのリンクの仕方として、例えば、規制改革の中身が多少それとリンクしているのかとか、そういうところなのかなという気もしたので、最初に御質問もしたところなのですが、必ずしもそうでもないということでもあったので。

○鈴木委員 むしろそこはこれから議論しましょうということなのです。何か守らせるための御褒美かペナルティーがないと中々進まないの、そのやり方は関連性がないと言われれば、待遇に関連した規制の何か特例をむしろ強くするというペナルティーかということに限るか、それとも別のセットを考えるかというのはむしろこれから議論すればいいかなということなのです。

○佐藤課長補佐 守られていないという前提がよく分からないのですけれども、一応非常勤職員については、地方自治法に応じて確かに報酬を支給しているという労働の対価としての報酬を支給することになっているので、常勤の職員と比べると手当が支給できないといったところの違いはあるわけなのですけれども、それによって額の水準だけを見て同一労働同一賃金ではない、守られていないというのがよく分からないのです。例えば、同一労働同一賃金というのは何を指しているのかということと、大阪市の例で先行しているとおっしゃいましたけれども、それは具体的にどういったことをおっしゃっているのでしょうか。

○原委員 それは逆に御質問したいのは、今、多くの自治体は問題ないとおっしゃって

ますか。

○佐藤課長補佐 ですので、そういう実態も調査をしながらというところではあるのですが、そこは報酬という体系の中で何を基準に支給しているかというのはもちろんありますね。ただ、労働の対価だけの報酬を支給している非常勤職員の額と。

○鈴木委員 端的に言うと、非常勤は俸給表に従っていないわけですね。

○佐藤課長補佐 そうですね。俸給表ではないです。

○鈴木委員 所定内給与と比較しても圧倒的な格差なのです。

だから、手当とかそういうものは全然除いても。

○佐藤課長補佐 額の水準の格差でもって、同一労働同一賃金でないというのは。

○鈴木委員 やっている労働は同じなのです。数的にも非常勤は公務員の場合は相当な数です。これは保育課長がよく御存じだと思いますけれども、場所によっては本当に半分まで行かなくてもそれに近いぐらいのところもあるぐらいです。

○佐藤課長補佐 額の多寡の議論というよりは、職務の責任の内容に応じてこの水準等についても決めていただくわけなので、それは違反しているという前提に立っていて、それに違反しているのは何か規制があるから違反しているのだというのだったら、その規制を取っ払えばいいというのが国家戦略特区だと思うのですけれども、規制があるわけではないですね。それに対して規制があるわけではなくて、それに対してどうやっていけばいいのかというのは各団体で職務と責任内容に応じてそこはちゃんと報酬水準を定める。

○鈴木委員 通知を出されているわけですね。大元の法律で同一労働同一賃金にすべきだということになっているわけですね。

だから、そこに違反しているということをもって。

○佐藤課長補佐 だから、同一労働同一賃金だという通知を出しているわけではないですね。同一労働同一賃金というのは、少なくとも政府の中では民間を対象にした正規・非正規の同一労働の同一賃金という考え方を検討している一億総活躍で決めているわけですね。

○鈴木委員 通知ではどういう定義をされているのですか。その目指すべきところを定義されているわけですね。

○佐藤課長補佐 それは先ほどもお伝えしたとおり、職務給の原則を踏まえて、職務の内容と責任に応じて適切に決定されるべきものであるということを知照しておりますので。そこに何か障害があるというのだったら、それ自体が規制緩和の対象になるのかもしれないのですけれども、ここで目指すべき特区でやる、この分野での目的というのは。

○原委員 ただ、おっしゃられたように、給料の金額の多寡だけでこの議論ができますかなどと言ったら、同一労働同一賃金などはおおよそ議論にならないですね。民間企業だってね。

○佐藤課長補佐 それは民間の話ですから。

○原委員 では、今、政府としてどういうことを進めようとしているのでしょうか。御担当ではないのかもしれませんがね。

○佐藤課長補佐 それは民間の分野については、一億総活躍推進室に聞いていただければと思います。

○原委員 ただ、政府の一員でされているわけですから、それと整合性を持ってされようとしているのではないですか。最初に私が伺ったのは、こういった働き方の改革、雇用の改革ということについて、役所でやるべきことは先行して進めるというお考えでよろしいのですよねということ、その意味で最初に確認をさせていただいたつもりなのです。

○佐藤課長補佐 働き方改革全般における趣旨を賛同しているわけですね。

○石川課長補佐 働き方改革をしていくに当たって、特定の目的で達成されていないことがあって、それがされていないと他の特例を認めるのか、ペナルティーを科すのかという組合せでより施策を進めるべきだというお考えの話になるのですね。違いますか。そこは理解が間違っていたらあれなのですけれども、例えばで、今、保育士の話が書いてありますけれども、それ以外にも働き方改革で問題、色々課題があって、それが思うように進んでいないという状態であるのだったら、例えば、プラスの規制緩和を認めるか、あるいはペナルティーを科す改革なのかは分かりませんが、それによって本体の施策目的を進めるというのが考え方の御趣旨ということでしょうか。

○鈴木委員 はい。

○石川課長補佐 そういうことをするのであれば、元々の推進すべき施策の目的に対して、他のどこまで広げるかというのは先ほどおっしゃるのがありましたけれども、どこまでを認めるかによってそれを推し進めるかどうかという関連性を持たせるということになるのでしょうか。ある一定の施策目的のためにですね。例えば、あそこの関連性が労働関係なのか分かりませんが、公務関係なのか、民間関係なのか分かりませんが、その関連性とかというものは今後考えていかなければいけないということになるのでしょうか。もし、今おっしゃったように整理の仕組みとか、それが何に基づいて実施されるのかというものは私はよく分からないのですけれども、それぞれの特定の目的の施策というのは法律で色々あるでしょうし、その趣旨に沿った対応がされているものだと思うのですけれども、それと一定の目的のものどう関連させて一定の施策を進めるべきかというものがあると思うのですけれども、結構難しい話になるのかなと思っています。

○原委員 そこは再三申し上げているように、関連させるというのが説明しやすいのかもかもしれませんが、全く関連させなくてもいいと私は思っています。それは別に今後議論したらよろしいのではないですか。

○鈴木委員 ここで書くべきことは関連させるか、関連させないかを含めて考えましょうということなのです。

○石川課長補佐 そこまで含めた新しいとか、私も分かりませんが、そういうものを働き方改革の中で認めていったらどうかということをおっしゃっている。

○原委員 繰り返し申し上げているように、国家戦略特区の制度目的自体は法律の条文とか後で見ていただきたいのですけれども、その中で働き方改革、雇用制度の改革について

も取り組んできました。それをさらに推し進めるためのやり方としてこういった仕組みを御提案と言うか、やるべきではないかということをお願いしているのです。

○石川課長補佐 分かりました。そういう新しい仕組みを考えていくに当たって、これが例示で書かれているのであって、これが全てでは当然ないということですね。議論すべき課題は多分働き方改革ですので、幅広く色々あるという中で、これだけを例示するという感じになるのですか。おっしゃっている色々課題がある、それは働き方改革全般の話です。それを実現するために、例えば、それに一定の規制改革を認めるなどによって進めるかどうか、そういう取組をしていくというのが一番の御趣旨ということですか。

○鈴木委員 本来であれば、それが本旨ですね。ただ、保育の改革の議論も一緒にしていたものですから、そこであからさまだったものだから例示をしたということで、この例示がいくつか増えることは全くやぶさかではないと思います。

○原委員 むしろこれは総務省で例示を増やしていただけるとありがたいのです。私たちから見ていますと、鈴木先生がずっと言われているように、公立の保育所での明らかに同じ仕事をしながら待遇に大きな差が生じているというのは明確に見えるものですから、これを例示で挙げましたということです。それ以外にもしあるのだったら。

○谷課長 その点について、ここで議論を我々として、それ自体ももう何回も申し上げているとおりで、我々も通知を出してというお話を何回もしておりますので、その点ではないのですが、どうしても腑に落ちないのが、そういうような目的というのはそれはそれで一つの政策目的としてあると思うのですが、その目的と一定の規制改革というものの中身が分かりませんが、その規制自体があまり合理性がないのか、あるいはやり方によっては規制が緩和できるのか、そういうものがあるので、それについて緩和を見ていきたいと思いますということとはリンクしていないのではないかとというのが正直申し上げて非常に違和感がありまして、別に前段について否定する必要は全くないのです。

ただ、一方、前段と後段が全く申し訳ないのですけれども、我々の頭ではリンクが付かないので、それはいかなものかなど。だから、「一定の」となっているから、具体性がないからそういうことなのかもしれないのですが、ですから、最初から保育の話なのかというお話を聞いているのですけれども、そここのところがないので、そこはリンクがないままに例示していくのはいかなものかなどというのが正直我々の考えなのです。

○原委員 先ほど申し上げたのですけれども、ここはこれから議論していきましょうということではありますが、その一つの例として、私が先ほど申し上げている、これまでに既に認められている特区での規制の特例措置全て既存のものだけです。だったら困りますか。

○谷課長 そういうものについて、おっしゃるようにそういうものをなぜそういう取組を進めていない場合に認めないのでしょうか。

○原委員 認めるべきなのですか。

○谷課長 認めるべきかどうかは別にしてですね。

○原委員 働き方改革を進めるということが国家戦略特区の目的に資するからです。それ

を進めていないところについて規制の特例措置を何で認める必要があるのかという議論をするというのは、別に結論を出して言っているわけではもちろんありませんが、そういう可能性は十分あるのではないかと思います。

○朝川課長 これは断定調で書いてありますので、結論がどうなるか分からないわけです。これは保育ではないですよということを断言していただけるのであればあれですけども、どうなるのか分からないまま一定の規制改革を認めるなどの措置によりと書かれてしまうと、直前が保育所の話を書いてありますので、私どもとしては、この表現は受け入れられませんので、ここは削除してほしい。そうすると、この文章全体が成り立たなくなるのであれば、この文章全体を消してほしいということになると思うのです。

○原委員 一定の規制改革の中身を議論するということについては文章の問題だと思いますので、そこは調整に応じます。別に削除するという話は全然ないと思います。

○鈴木委員 公務員なものだから、色々原資があるわけです。例えば、保育の場合ですと、保育単価というものがあって、厚生労働省から補助金が出ているのです。そういうものの規制緩和を考える。使い方みたいな。

○朝川課長 出ていないです。

○鈴木委員 そうですか。だから、そうすると、ここでは保育単価の議論はできないのですか。

○朝川課長 なので、申し上げましたように、保育の制度でここを何かやるというのはほとんどあり得ないのです。

○原委員 そこはあり得ないとは全然思っていないで。

○朝川課長 それは見解の相違で、合意していないわけですから。

○原委員 合意していないからこう書いてあるわけで、そこはもう結構です。

それで、合意していないので、一定の規制改革の内容については色々な幅があり得ると思います。絶対同意されないだろうけれども、「保育士の配置基準について」と本当は私はしたいですけどもね。

○朝川課長 それは分かりますが、私どもとしては書けないわけですから。

○原委員 それも可能性としてあるだろうし、再三申し上げているように、これまでに既に認められている特区の規制改革の特例措置、全てというものだってあり得るでしょうし、そこは今後の議論すべき課題だと思っていますということを文章の中で今後の課題であるということを明確になるようにするというのは結構です。

○石川課長補佐 例えば、その課題の一つとして、目的とする働き方改革と規制緩和すべきものとの連関性だとか効果の関係とかというのも課題の一つとしてあるということですか。

○原委員 もちろん、それは検討すべき課題だと思いますが、何で皆さんからおっしゃられるのか分からないのです。それは特区制度の枠組みの問題だと思うのです。

○石川課長補佐 その枠の中で、なので。

○原委員 私、石破大臣にもそういう話をして、別に特段の違和感は持たれていなかった
ので、何で他の役所からそういう御意見を言われる立場なのかというのはよく分かり
ません。

○鈴木参事官 横からすみません。大臣には、やらないところは規制改革を既に認めて
いるものも認めないということも含めて御説明されたのですか。

○原委員 これはもちろん今後の議論の話ですから、何か了解を得ているとかそういう話
では全然ありませんけれども、特にその特区制度の枠組みの中でこういう議論をして
いること自体は特段の違和感を持たれていないと思います。

○谷課長 まさに原委員がおっしゃるとおりなので、我々が担当している法律ではあり
ませんので申し訳ないのですけれども、ただ、どうしても腑に落ちないのは、目的とし
ては確かに格差是正というのがあったとしたときに、その目的と今おっしゃった規
制改革を進めるという目的とが何かリンクしていないのではないかという気がすごく
するものだから。

というのは、それはそれでテーゼとしては進めるべき課題だとしても、一方で、
それをやったからある意味インセンティブとしてこういう改革を認めるとか、
そういうことがあり得るのかなというのがあまりこの中身が具体的ではないから
ということもあるのですけれども、分からないのです。つまり、こういうような
ことをやったのだから、この規制は緩和をいたしましょうということですね。
違いますでしょうか。

だから、ある目的があって、同一労働同一賃金と言うか、格差是正という
目的があって、その目的に向けて努力している自治体がそれに対して規制緩和
を認めようということですね。

○鈴木委員 もあるということですね。

○谷課長 もあるというのは分からない。規制緩和は規制緩和で分かるし、
それはやるべき部分はやるべきだというのはおっしゃるとおりな
のだと思いますし、これもこれも分かるのだけれども、なぜそれが
リンクするのかというところがどうしても理解できない
のか。

○原委員 国家戦略特区は個々の規制改革をそれぞれに目的にしているわけ
ではなくて、日本の国内で本来やるべき規制改革、制度改革を全て進めていく
ことが目的なわけですね。そういう場を作りましょうと言っているわけ
です。ある規制改革について、ここで言おうとしている働き方改革という
のは自治体でやろうとすれば進められる改革ですね。これも再三お話を
しているように同一労働同一賃金の話。制度改革を進めたところについて、
他の規制改革を認めますというだけのことであって、これは別に相反する
ものではないです。

○谷課長 そこのところが分からないのが、要は、規制改革を認める
ときに規制改革を認める、それはそれで理屈があるのではないかと
思っているわけですね。ある規制改革をするときには、その規制
については何らかの意味で緩和をしなくては行けないとか特例を設け

なくてはならないというものがありますね。そういう一つ一つ議論されてきて、非常に進めてこられたと思うのですが、それについて、それはそれで分かります。

ただ、それと今の処遇改善の話とかリンクしないのではないかなというのがどうしてもあるものですから、なぜそういうA団体は改善をしてB団体は改善をしないといったときに、Aだけ認めてBは認めないのか。もし、改善の必要性があるのであれば、その規制について緩和の必要があるのであれば、それは別にどこでも認めてもいいのではないかなということなのです。

○原委員 そこはどこでも認めるべき規制改革だったら、特区などは使わずに最初から全国でやるのです。特区というのは元々実験的な措置ですから、最初から場所を限定してやっているわけですね。

○谷課長 もちろんそうなのですからね。

○原委員 元々特区を選ぶということ自体、この措置は正しい措置だから、隣のまちでも認めましょうなどということ言っていたら特区にならないわけでありまして、一定の特に色々な改革についての意欲のある首長であったり、頑張ってもらってるところを選んで特区にしているわけです。そういう発想からすると、働き方改革をあえて進めている自治体について規制改革を認めるというのは、特区の枠組みから考えると何ら違和感がない。

○谷課長 そうなのでしょう。そこがどうも我々としては、AとBのところのリンクがよく分からなかったものですから。

○原委員 そのAとBと言われているAの方の規制改革が、本来全国で認められる話だったら全国でやったらいいのです。それだけのことだと思います。

○谷課長 AとかBとかすみませんでした。もう少し具体的に申し上げますと、我々が申し上げている例えば、正規と非正規の処遇について適正化をしていくべきだという非正規職員の処遇について規制をすべきだということはもちろん全国的にやるべき話ですね。それはそれで一つある。

それに一方で、この規制改革というものは何か分からないのですけれども、それはそれで緩和をして規制としての合理性を検証して、あるいはなくしていくということも含めて議論していこうというのはそれはそれで分かる。それがなぜリンクするのかということなのです。

○原委員 同じことをずっと申し上げますが、特区制度というのは突出して色々な取組を進めようとしているところをあえて選んで、それに規制改革の措置、特例措置を認めているわけですから、その特区の選定基準として本来これがあってもいいぐらいです。

○谷課長 我々の勉強があれですが、今までのそういう特区制度の中でもそういうものはあるということなのですか。

○原委員 特区を選ぶときには、先進的な取組、突出した取組をされているところというのを選定基準の中で明確にしてやってきていますので、当然そうです。

○谷課長 それはその改革についてということではなくてですか。具体的な改革、農業な

ら農業とか、そういった部分について何か先進的にやっているということではなくてでしょうか。

○原委員 特区は農業だけやっているところもあれば、一般には国家戦略特区の場合にはさまざまな取組を面的にやる特区でありますので、そういう意味では、さまざまな取組を評価して特区を選定してきているということです。その延長上で、別に同一労働同一賃金をやっていないところはむしろ特区指定を取り消すべきだという御議論を総務省からされたら、それは真剣に考えないといけません、そこまではするつもりはありません。

○鈴木委員 一種の特許みたいな感じなのです。

だから、専売特許みたいなもので、特区として色々な先進的な取組をしているところは、一種の御褒美として色々な規制緩和を認めるというような使い方をしているのです。

だから、ここが噛み合わない理屈は、特区はそういう立場でずっとやっているということと、一般施策としてやってらっしゃることのロジックの違いが非常によく表れているのだと思いますけれども、特区はそもそもそういう使い方をしているのです。

○石川課長補佐 我々から見ると、全国全部やってほしいわけなので、その手段、手法の違いの話なのかもしれないのですけれども、そうすると、エリアを限ってと言うよりは、我々は全団体に全部やってほしいものですから、そうすると、先ほど言った御褒美を与えるのであれば、全国で与えた方がより進むのではないかと思っているのです。

○鈴木委員 特区で実際に最初にやって、それは結構いいねということになって全国に広がるということはよくあるのです。

○石川課長補佐 ただ、最初の段階から全国でいいねというのだったら、全国でいいという話。

○鈴木委員 それができればね。

○石川課長補佐 できるかどうかは分かりませんがね。

○鈴木委員 できていなければ、それを突破するために例えば、大阪みたいに尖った地域がバツとやって、あそこがやったということを基にみんなやり出すというようなこともありますので、実際その例は特区の場合は非常に多いのです。特に保育はどこでも待機児童が発生しているという問題ではなくて、特に正規・非正規の格差が非常に問題になるのは、やはり保育士が足りないところです。保育士が足りなくて非正規の保育士になろうかなと思う人があまりの待遇の低さに諦めてしまうという地域で特に問題になって、全国どこの地方でも問題になるというものではないのです。むしろ地方自治体によっては別に非正規などはなくてみんな正保育士でいいというところもあるわけですので、そういうところは子どもが少なくなっていて、保育の需要も少なくなっている地域もあるので、そういう意味で、総務省としては筋が違うということかもしれませんが、特区を使う意味というのは例えば、保育という分野の文脈からはきちんとあるのです。

○原委員 総務省の全国で進めたいというのは大変よく分かるのですけれども、ただ、一方で、中々進んでいないというのものもあるわけでありまして、先ほども申し上げた平成26年

に出されて、これから数カ月で本当にそれが全国でできるのならきちんと守られる状態になりますかというのがまだきちんと担保されているとは言えない状況なのではないでしょうか。そうした中で、これは私たちがやろうとしていることというのは別に全国でされていることを何ら否定するわけではなくて、特区の中でこういった措置を導入すれば、少なくとも特区に今なっている自治体、あるいはこれから特区になろうとする自治体ではこれを先行して進めましょうというインセンティブが強く働くわけですから、お困りになることは全然ないと思います。

○谷課長 そのところはもう繰り返しになりますが、これからなるべく早くということで調査などをして、あるいは民間の方の議論、12月ぐらいにガイドラインが出るのでしょうか。そういった同一労働同一賃金の御議論も睨みながら、我々としてはきちっと対応していかなければいけない問題だとは理解しています。それは全国的に進めていく考えであります。

一方で、では、この話は逆にこういう形になると、心配としてそういうように全体としての議論、これから色々な形で進んでいくのだと思いますが、それに対して一方で、こういう形で特区の世界の中では一部にこういう取組をすることが果たしていいのかなというのはなくはないのです。

○原委員 そこはよく分からないのです。ある自治体で先行して進むことは別に構わないですね。通知を出されていて、それを先んじて一生懸命守ってやっていきたいと思いますところは、総務省としてはむしろ出てきてほしいわけですね。

○谷課長 もちろんそれはそうだと思います。

ただ、だからそこは先ほど申し上げているような、これは我々としての違和感とも関係しているのかもしれませんが、その目的と政策ツールとしての規制緩和ということがどうリンクするのかなというところのものもあるのかもしれませんが、全体としてはそういう形で我々として進めていくつもりである中で、こういう形で規制緩和ということが、すみません、やはり繰り返しになるのかもしれませんが、そのところの論理関係というのですか。

○原委員 お話をいただいたのはずっと多分二つに集約されていて、一つは、特区制度をこういった形で使うことについての違和感をお持ちになっていらっしゃるということ。もう一つは、全国で進めようとしていることとの関係で、何か嫌だなということなのかなと思っているのです。多分、後段については、今お話をしてきた中でもお困りになることは少なくともない。これを使うことによって先行して進むところが出てくるのであれば、多分そちらにとってはベネフィットになるということだろうと思います。特区制度をこういった形で使うことについての違和感については、特区の制度の話なので、ここは再三申し上げているように、特区というのは、元々ある突出したところを選ぶというプロセスですから、そこに対して特別の規制の特例措置を適用できるようにするという措置でありますので、そこは私たちからすると、何ら御心配いただかなくて結構ですということだと思

のです。

○谷課長 いずれにしても、私どもも特区制度、このお話も事前にお伺いして今日御議論いただけるということで参ったところでありますので、少し考えさせていただきたいと思います。おっしゃったように前例とか、特区制度が今までどういうことになっているのかということもあると思いますし、二つの問題を集約いただきましたけれども、そういったことも我々としても考えてみたいと思いますので、それでまたとは思いますが、一方で、一定の規制改革のところはあれですか。

○朝川課長 我々としては、削除意見を出させていただいているように、今日申し上げたいのは、保育所の話が直前に書いてあって、次に一定の規制改革と書けば、それは保育の規制改革を指していると普通は思いますので、このところは削除していただきたい。

○鈴木委員 書きぶりの問題ではないのですか。直前に書いてあって。

○朝川課長 全く関係ないことが書いてあるのであれば、それは私どもの所管外の話になりますけれども、そうでないように読めますので。

○鈴木委員 では、そうではないように、読めないように書けばいいわけですね。

○朝川課長 明確に表現していただけるのであれば、それは私どもと関係ない話だということになります、あとはどんな規制改革があるのかなという問題になるのだと思うので。

○原委員 一定の規制改革の内容を検討した上で認めるということであればよろしいわけですね。

○朝川課長 それだとまだ保育の話が入っていますね。

○原委員 だから、規制改革の内容は検討すると明確に書いてある。

○鈴木委員 保育の改革を議論することが嫌なのですか。

○朝川課長 この文脈で議論するべきものではない。

○原委員 だから、保育の規制改革とは言いません。一定の規制改革の内容についてきちんと検討、議論をしましょうということを明確にすればよろしいですか。

○朝川課長 保育でないことをですね。

○原委員 保育でないことをではなくて、一定の規制改革の内容についてはこれから検討、議論をします。

○朝川課長 それは保育の規制改革が入っているのであれば、議論の検討の中にそれはこの文脈でやるべきものではないし、そもそも最低基準のところの規制改革は我々はすべきではないという立場ですので、それであれば今日の時点で文章の合意はできないと思うのです。

○原委員 これは先ほども申し上げたように、別に新しい規制改革ではなくて、これまでに認められている特区での規制改革の措置という可能性もあると思っています。それは先ほど伺ったように、それだったら別にお困りにならないわけでしょう。

○朝川課長 可能性として、今この場でおっしゃっているだけなので、この文章だったらその可能性しか分からないわけで、保育の可能性も入っているわけですから。

○鈴木委員 それは先ほどの総務省の議論と同じで、特区の手法に関する事なので、そこらはこちらの話なのではないですか。

○朝川課長 もしそうであれば、そう書いてください。保育の規制改革でないということ。

○原委員 保育の規制改革でないということは書きません。

○朝川課長 であれば、この表現は合意できないです。

○原委員 議論する、検討することについて何でダメなのですか。だったら、元に戻して、「配置要件の緩和」と書きたい。

○朝川課長 それであれば全然合意できないので。

○原委員 だったら、それで議論しましょう。これは元に戻しましょう。

○朝川課長 それは合意できないですよ。

○原委員 「配置要件の緩和などの一定の規制改革」に戻していきましょう。

○朝川課長 だから、合意できないことをいくら言ってもしょうがないですね。

○原委員 いいです。特区の諮問会議で議論しましょう。ここまで配慮して保育というものを明確に落としたつもりなのですからけれども、それでもダメだというのはのだったら、それで議論しましょう。「配置基準の緩和」とちゃんと書きましょう。

○朝川課長 議論しているあれがよく分からなくなっていますけれども。

○原委員 保育と書くことは落としたのです。それで「一定の規制改革」と書くだけではダメだとおっしゃるから、一定の規制改革の内容について議論、検討しましょうと書くのもオーケーですと、それだけで足りないというのはのだったら修正案を出してください。さらに検討、協議の幅を広げるような文案を。

○朝川課長 持ち帰ります。

○鈴木委員 いずれにせよ、保育政策として公務員の保育士の正規と非正規の格差も3倍ぐらいあります。全く同じ労働をしていて、非正規が半分ぐらいいるような公立の保育所もあるのです。そういうことを所管しているのは、厚生労働省ではなくて総務省だというのはすごい驚きとして今日思ったのです。

○佐藤課長補佐 それは職員の数ですか。

○鈴木委員 数ではなくて待遇。

○佐藤課長補佐 保育行政の。

○鈴木委員 待遇です。

だから、保育行政はもちろん厚生労働省は分かっているのですけれども、その待遇の格差です。これは総務省にお話しすべき話だったのですか。

○佐藤課長補佐 それは公立保育所ですか。

○鈴木委員 公立保育所の場合。私立は全然そんな格差がありませんので、両方低いので。

だから、調査をやっていただく。特にここは職能とか職責とかあまり問わずに、やっていることはかなり同じですので、ここを先行的に調査していただくというのが特区の文脈と離れたことを言っていますけれども、そうすると職能、職務とかで中々神学論争みた

いなことがこれからずっと続いて、中々成果を上げるのは難しいと思うのですけれども、ここはすぐに上げられるような分野ですので、綿密に調査をしていただきたいというのが個人的な希望です。

○谷課長 今の点についてですが、意見としてはまた持ち帰って検討させていただきますけれども、我々は全体的な所管になっておりますので、地方公務員法で非常勤一般についての担当であります。あとは各省において、取組については色々さまざまであります。例えば、教員については文部科学省がされていますし、あるいは消費生活相談員の話、これは消費者庁の方でかなり大きな議題として取り上げられているのは御承知のことかと思えます。それぞれにおいて担当されているし、やり方も違っているというのは現実かと思えます。

○原委員 だいぶ時間が押ししてしまいましたけれども、3点目のところは、先ほど御指摘があったように、特区内だけテレワークの大幅な導入、拡大になってしまっているように見えるのは確かにまずいので、ここは特区制度を活用しとか、そういうものにしましょうか。

内閣人事局、どうぞ。

○平池参事官 この特区に馴染むのかどうかというのと、先ほどはこちらの議論がメインだったでしょうからあれでしょうけれども、役所、企業とか民間企業とかと同じように、その県にある国の官署もというようなことをおっしゃっておられましたけれども、ただ、勤務条件というのはまさに法律とか地域とかでも一律に決まっているものですから、〇〇県にある国の官署だけが勝手におそらくできるという話では多分ないのだと思います。

○原委員 でも、先ほど「ゆう活」の例がありましたけれども、ああいった運用上の話であれば、特定の部局だけやるということも十分あり得ますね。

○平池参事官 それが本当に特区の話なのかということ。

○原委員 その説明をするために二つ目のポツに戻ってずっと長くなってしまったのですが、この三つ目のポツはどういう意味かと言うと、二つの特区の活用があるかと思っていて、一つは、先ほどの今と同じような形で特例措置を作ることではなくて、先行してやられたところについて特例措置を認めるといったような形で使っていく。これも地方公務員を対象とし、地方公務員についても、今フレックスタイムの導入促進とかというものを通知か何かされていたと思いますが、そういったことを先行してされているところについて入れていくというのは十分あり得るのではないかと。こういった柔軟な働き方を可能にするという御提案も自治体から色々なところから御提案をいただいている、今週やった区域会議でも、例えば、仙北市からは労働時間貯蓄性の御提案などというのもあったのですけれども、これに対しても私が申し上げたのは、そういう御提案をされるのは結構ですが、それだったら自治体で先にやってください。やれるところから先に先行してやったらいいではないですかということをお願いしているのです。そういう仕組みの話の一端としてこの三つ目も挙げています。

もう一つは、時間に捉われない、あるいは柔軟な働き方というところについては、必ず

しも自治体でやればできてしまうというところだけではなくて、できない部分もあり得ると思います。先ほど申し上げた仙北市の御提案というのは、労働基準法の地方公務員についても掛かっている部分に関わってくると思いますので、場合によっては、法律の特例措置も使うことも含めて検討が必要になる可能性があると思っていますので、今その具体的な話までここで短い期間で協議して合意をすとかとてもできないと思っていますけれども、そういった議論の可能性があるので、こういったかなり抽象度の高い書き方をしているという趣旨であります。

なので、そういった前提でここも御検討いただけましたらと思いますので。

○平池参事官 そこはまた色々議論させていただければと思います。

○谷課長 1点だけ。二つ目のお話と同じような議論に多分なってしまうと思いますが、このフレックスにしろテレワークにしろ、おっしゃるようにできるわけですね。自治体によってやっているところもある。どんどんやれというのはまさに原委員おっしゃるとおりだと思います。それはやれるところは自分でやったらいいではないか。

だけれども、それはやれるところは自分でやったらよろしいのではないのでしょうか。逆に言うと、それに対してなぜ特区のインセンティブを与えるのかというのが、先ほどからそこが一番私どもとして分からないところで、私どもは先ほどの是正の話にしろ、あるいはこちらの話にしろ、当然全国的に進めているわけなのです。それはそれで進められたらいいわけであって、できることなのです。別に特区で、仙北市のものは何か分かりませんが、それだとかかなり勤務時間の話になるとすれば、国家公務員も合わせて相当議論しなければいけないと思いますけれども、それは別にしておいても、できることについてはできるわけだから、それはもうどんどんやってもらえばいいわけでありまして、それはプロモーションしていくことが政策としてはあって、なぜ特区のところでもそこが出てくるのかというところが分からないです。

○原委員 柔軟な働き方もテレワークもこれは進めてほしい、拡大してほしいという方針でよろしいわけですね。

○谷課長 そうです。

○原委員 そこはよろしいのですね。多分これは二つ目のポツと三つ目のポツとで、やや規制改革、先ほどの一定の規制改革に相当する部分の使い方、検討していつてずれる可能性があると思うのは、先ほどの同一労働同一賃金の話は、それこそ職務給の原則があったように、こんなものは本来やるべきでしょうと。当然やるべきでしょうということをやられていないのであれば、それは規制改革、他に関係ないことであっても使わせないという可能性が十分あると思いますが、三つ目のポツの方に関しては、むしろ働き方改革を御提案されているような自治体に対して、地域内でやりたいというのだったら、まず、自治体で先行してやってから言うてはどうですか。むしろここでの規制改革の特例措置と言うのはどちらかと言うと、働き方改革の方になる。

○谷課長 おっしゃっているのでもいいと思うのですけれども、それであれば、別に自治体

が自分でされればいいわけですね。テレワークをやりたいのならテレワークをやってもらったらいいいし、それは自分のやり方で色々なことができるわけですから、それで何ら問題はないような気がして。

○原委員 自分でできることも入るでしょうね。それを決定してはいけない。

○谷課長 なぜそれを特区とリンク付けなくてはいけないのかというのが分からないのです。

○原委員 特区で規制改革の特例措置を作ってほしいというのであれば、自治体で先にやってくださいということは言うていけないのですか。

○谷課長 自治体でやればよいということであれば、それは別に特区とは関係ないという理解でいいですか。

○原委員 特区で提案するに当たって、仙北市の提案を後で御覧いただければと思いますけれども、それは別にたまたま今週あったのでその例を挙げていますけれども、他にも働き方改革の提案されている自治体はたくさんあるのです。そういう地域内の働き方についての特例措置を認めてほしいということと言われるのであれば、まず、自治体で先にやってください。

○谷課長 結局、分からないところ、我々としてはもちろん全国的に進めていきたいところではありますが、一方で、実情は色々地域によって違いますね。

○原委員 もちろんそうです。

○谷課長 それは踏まえて考えていかなければいけませんね。

だから、そういうことというのが今のおっしゃっているお話の中に入っているのかどうか、そのところがよく分からなかったものですから。

○原委員 ごめんなさい、今のは意味がよく分からなかったのですけれども、時間も切れてしまうようなので、一旦切った方がいいですか。

○事務局 はい。成長戦略の協議ということもありまして、時間がタイトになってしまいますが、こちらから案をまたお送りします。

○鈴木委員 地方自治体がこの仕組みを使った方がやりやすいというところはあるのですね。

○平池参事官 色々またそちらの方から案が来るということですが、これは委員よりは事務方の方をお願いしたいのです。

○原委員 どうでしょうか。

○平池参事官 ですから、趣旨とか背景とかどういうことですかと事務局に確認するのですけれども、それが全く返ってこないものですから、我々はどうしても検討・協議ができないという感じが続いてしまったものですから、これは先生にと言うよりは、事務局へをお願いなのですけれども、協議されるのであれば、そのところをお願いしたいと思います。

○原委員 分かりました。

では、もう一つの方もやらないといけない。すみませんでした。どうもありがとうございます。

います。